

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類(変更)
(株式交換に係る事前開示事項(変更後の事項))

2025 年 12 月 26 日
株式会社椿本チェイン

2025年12月26日

株式交換に係る事前開示事項(変更後の事項)

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づく書面)

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社椿本チエイン

代表取締役社長 木村 隆利

株式会社椿本チエイン（以下「当社」といいます。）は、2026年1月1日を効力発生日、当社を株式交換完全親会社、大同工業株式会社（以下「大同工業」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面を2025年12月11日より備置しておりますが、今般、その「別紙4」の記載事項の一部に変更が生じましたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号の規定に基づき、下記のとおり、変更後の事項を開示いたします。

なお、変更箇所は下線を付した箇所となります。

記

別紙4 大同工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【変更前】

1～3. (省略)

4. 自己株式の消却

大同工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって大同工業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

【変更後】

1～3．（省略）

4．自己株式の消却

大同工業は、2025年12月19日開催の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって大同工業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却することを決議しました。

5．特別利益の計上

大同工業は、2025年8月から2025年12月にかけて同社が保有する投資有価証券の一部を売却しました。同社は、当該売却に係る投資有価証券売却益1,362百万円を、2026年3月期決算において、特別利益に計上します。